

日本組織移植学会 組織バンク認定制度施行規則

第 1 章 総 則

第 1 条

この制度は、日本組織移植学会の組織バンク認定制度を施行するための規則であり、品質の高いバンク業務を保証し、組織移植の進歩と組織移植医療の向上を図ることを目的とする。

第 2 条

日本組織移植学会は、前条の目的を達成するため、この規則により日本組織移植学会による組織バンク（以下組織バンクと略記）を認定する。

第 2 章 組織バンク認定制度を運用する委員会

第 3 条

組織バンク認定制度の運用は、日本組織移植学会の組織バンク認定委員会と理事会がこれを行う。

第 3 章 組織バンクを審査する委員会

第 4 条

組織バンクの認定審査は、組織バンク認定委員会が別に定める組織バンク基準により行う。

第 5 条

組織バンク認定委員会は、理事会の議を経て理事長が委嘱した若干名の委員をもって構成する。

第 4 章 組織バンク申請資格

第 6 条

組織バンクの認定を得ようとする施設は、別に定める組織バンク基準を満たしていなければならない。

第 5 章 組織バンクの申請・審査・認定

第 7 条

組織バンクの審査・認定を受けようとする施設は、細則に定める申請書類を日本組織移植学会事務局を経て、理事長に提出しなければならない。

第 8 条

組織バンク認定委員会は、別に定める組織バンク基準に従って審査を行い、組織バンクにふさわしいと認めた施設を組織バンクと認定する。

第 9 条

理事長は、組織バンク認定委員会の報告にもとづき、理事会の議を経て、その施設を組織バンクとして認定し、組織バンク認定証を交付する。

第 10 条

組織バンク認定証の有効期間は、その交付日より 3 年とする。

第 6 章 組織バンクの認定更新

第 11 条

組織バンクは、資格取得後 3 年ごとにこれを更新しなければならない。

第 12 条

組織バンクの更新を申請する施設は、別に定める申請書類を日本組織移植学会事務局を経て、理事長に提出しなければならない。

第 7 章 組織バンク認定の資格の喪失

第 13 条

組織バンクは、次の理由により、その資格を喪失する。

1. 組織バンクとしてふさわしくない行為があったとき。
2. 組織バンク基準に該当しなくなったとき。
3. 組織バンクの認定を辞退したとき。
4. 組織バンクの更新手続きを行わなかったとき。

第 8 章 付 則

第 14 条

この規則は、理事会の議を経て変更する事が出来る。

第 15 条

この規則を施行するため、別に細則を定める。

第 16 条

この規則は平成 17 年 12 月 20 日から施行する。